

(様式5)

電話照会事案事績整理票

項目コード

ST2410

(課税第一部 審理課)

(起案日 [REDACTED])

■申告所得税(譲渡除く)

源泉所得税

資産税(譲渡・相続・贈与)

法人税

消費税等 その他

決 裁 — 合 議 — 欄	課 名	課 長	審理官	課長補佐・総括主査	専門官・主査	係 長	係 員
	決裁日(. . .)	決 裁 了					
	審理課						
決裁日(. . .)							
決裁日(. . .)							

整理番号 D-015

照 会 者	[REDACTED]	対 象 者	受付年月日	[REDACTED]
			回答年月日	. . .

【照会事項】
 法人課税信託を用いて新株予約権を付与する場合の税制適格ストックオプション該当性について

関
係
法
令

措法 29 の 2 ①
 法法 二十九 の 二、12 ① ②

【照会要旨】

[REDACTED]である照会者は、照会者の取引先である内国法人（以下「本件法人」という。）における新たな取締役向け報酬制度として、信託と新株予約権を使用したスキームの取扱いを開始する予定である。

照会者は、委託者を本件法人、受託者を照会者、受益者を本件法人が将来のある時点で受益者として指定する本件法人の取締役（以下「本件取締役」という。）とし、本件取締役に本件法人が発行する新株予約権（以下「本件新株予約権」という。）を交付することを目的として、本件法人との間で金銭の信託を引き受ける旨の契約（以下「本件信託契約」という。）を締結し、金銭の信託を引き受ける。

そして、本件信託契約の受託者である照会者は、本件法人との間で本件新株予約権の割当契約（以下「本件割当契約」という。）を締結の上、本件法人から本件新株予約権を無償取得し、本件法人が将来のある時点で本件取締役に受益者として指定した場合に本件新株予約権を交付する（以下、本件信託契約を活用し、本件取締役に本件新株予約権を取得させる一連の枠組みを「本件信託スキーム」という。）。

その後、本件新株予約権を取得した受益者たる本件取締役は、本件新株予約権を行使し、本件法人から新株の交付を受ける。

照会者は、本件取締役が行使する本件新株予約権が租税特別措置法（以下「措置法」という。）第 29 条の 2 第 1 項の要件を満たすものとして、本件信託スキームを設計するため、本件取締役に本件新株予約権を行使する際には課税関係は生じず、本件新株予約権の行使により取得した株式を売却するときのみ課税関係が生じると解してよいかについて、照会に及んでいる。

【回答要旨】

本件については、別紙 1 により庁審理室へ上申したところ、別紙 2 のとおり回答あり。

したがって、照会者対し、本件取締役に行使する本件新株予約権については、措置法第 29 条の 2 第 1 項の要件を満たしていないと解され、事前照会的前提事実疑義が生じるため回答できない旨、回答する。

庁	要 ([REDACTED]) 否	他部課等連絡	要 (. . .) 否	連絡先 ()	局 WAN	要・否
---	--------------------	--------	---------------	---------	-------	-----

(様式 5) 電話照会事案事績整理票

項目コード ST2410

(課税第一部 審理課)

(起案日 ■■■■)

■申告所得税(譲渡除く)

源泉所得税資産税(譲渡・相続・贈与)法人税消費税等 その他

整理番号 D■■-015

決裁 (合議) 欄	課名	課長	審理官	課長補佐・総括主査	専門官・主査	係長	係員
	決裁日(. . .) 審理課						
	決裁日(. . .) 課						
	決裁日(. . .) 課						

照会者	■■■■■■■■■■	対象者		受付年月日	■■■■
				回答年月日	. . .

【照会事項】

法人課税信託を用いて新株予約権を付与する場合の税制適格ストックオプション該当性について

関係法令

措法 29 の 2 ①
法法 2 二十九の二、12①②

【照会要旨】

■■■■■■■■■■である照会者は、照会者の取引先である内国法人(以下「本件法人」という。)における新たな取締役向け報酬制度として、信託と新株予約権を使用したスキームの取扱いを開始する予定である。

照会者は、委託者を本件法人、受託者を照会者、受益者を本件法人が将来のある時点で受益者として指定する本件法人の取締役(以下「本件取締役」という。)とし、本件取締役に本件法人が発行する新株予約権(以下「本件新株予約権」という。)を交付することを目的として、本件法人との間で金銭の信託を引き受ける旨の契約(以下「本件信託契約」という。)を締結し、金銭の信託を引き受ける。

そして、本件信託契約の受託者である照会者は、本件法人との間で本件新株予約権の割当契約(以下「本件割当契約」という。)を締結の上、本件法人から本件新株予約権を無償取得し、本件法人が将来のある時点で本件取締役を受益者として指定した場合に本件新株予約権を交付する(以下、本件信託契約を活用し、本件取締役に本件新株予約権を取得させる一連の枠組みを「本件信託スキーム」という。)

その後、本件新株予約権を取得した受益者たる本件取締役は、本件新株予約権を行使し、本件法人から新株の交付を受ける。

照会者は、本件取締役が行使する本件新株予約権が租税特別措置法(以下「措置法」という。)第 29 条の 2 第 1 項の要件を満たすものとして、本件信託スキームを設計するため、本件取締役が本件新株予約権を行使する際には課税関係は生じず、本件新株予約権の行使により取得した株式を売却するときのみ課税関係が生じると解してよいかについて、照会に及んでいる。

【回答要旨】

照会者は、本件取締役が行使する本件新株予約権が措置法第 29 条の 2 第 1 項の要件を満たすものとして、本件信託スキームを設計することを照会の前提としている。しかしながら、本件新株予約権は同要件を満たしていないと解され、事前照会の前提事実疑義が生じるため回答できない。

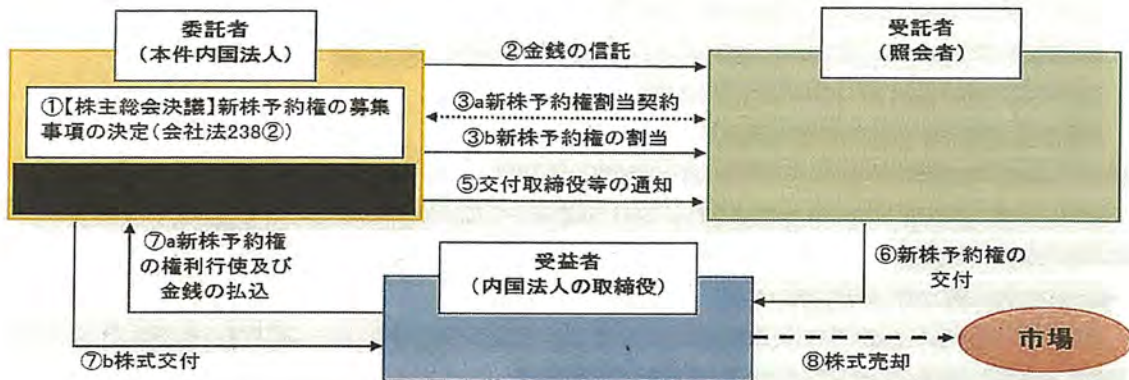
庁	要(■■■■) 否	他部課等連絡	要(. . .) <input checked="" type="checkbox"/>	連絡先()	局 WAN	要 <input checked="" type="checkbox"/>
---	---	--------	--	--------	-------	---------------------------------------

【検討内容】

1 事実関係

(1) 本件信託契約の概要

《概要図》



本件信託契約の受託者である照会者と委託者である本件法人が締結する

_____ (以下「本件信託契約書」という。)には、要旨次のとおり記載されている。

(注) 本件信託スキームは、照会者が今後行うことを予定しているスキームであり、本件信託契約書、_____ 並びに(4)の本件割当契約書の内容は、全て照会者が照会日現在において作成しているドラフト(ひな型)である。以下の検討は、当該ドラフト(ひな型)を前提とするものである。

イ 信託の目的 (_____)

委託者は、_____

_____ 受益者と指定される者に対し、本件新株予約権を交付することを目的として受託者に金銭の信託をし、受託者はこれを引き受けるものとする。《概要図②》

ロ 受託者の本件新株予約権の取得 (_____)

受託者は、_____ 委託者との間で本件割当契約を締結し、本件新株予約権を取得する。《概要図③a・③b》

ハ 受益者の確定 (_____)

本件信託契約における受益者は、次に定めるところにより、所定の手続を経て確定する。

(イ) _____

(ロ) 委託者は、受託者に対し、_____ 本件新株予約権の交付を受けることとなった取締役の氏名及び住所並びに交付する本件新株予約権の個数を通知する。《概要図⑤》

ニ 信託財産の交付 (_____)

上記ハ(ロ)の通知後、所定の手続を経て受益者が確定した場合、受託者は受益者に対し、_____ 上記ハ(ロ)により委託者から通知された個数の本件新株予約権を交付する。《概要図⑥》

ホ _____

(イ) _____

(ロ) _____

(ハ) _____

(二) [redacted]

へ [redacted]

ト [redacted]

(2) [redacted]

イ [redacted]

ロ 新株予約権の発行について

本件新株予約権を発行するため、会社法第 238 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する募集事項につき、承認の決議を行う。《概要図①》

なお、本件法人は、本件新株予約権を本件取締役に与えるまでの期間中、本件新株予約権を管理しておくことを目的に、本件法人が設定する信託の受託者である照会者に対し、本件新株予約権を無償で割り当てる。

(3) [redacted]

(4) 本件割当契約の概要

本件割当契約には、要旨次のとおり記載されている。

イ 本件法人及び照会者は、本件法人の照会者への新株予約権の割当に関し、[redacted]年[redacted]月[redacted]日付にて、以下のとおり本件割当契約を締結する。

なお、照会者は、本件法人が、本件取締役に対しストック・オプションとして与えるための新株予約権を管理することを目的に、[redacted]の受託者として、これを引き受けるものとする（[redacted]）。

ロ 本件法人は、[redacted]年[redacted]月[redacted]日開催の株主総会の決議に基づき、[redacted]照会者に対し、新株予約権を割り当て、照会者はその総数を引き受け、当該日から新株予約権者となるものとする（[redacted]）。

ハ 照会者が本件割当契約により引き受ける本件新株予約権は、本件法人が、将来本件取締役にストック・オプションとして与えるために発行するものである。[redacted]

ニ 本件取締役が本新株予約権の新株予約権者となったときは、本件取締役は、本件割当契約における照会者の地位を承継し、[redacted]

(5) その他の事項

照会者より、本照会について、以下の説明があった。

イ 法人課税信託該当性

本件信託は、信託設定時において、法人税法第 12 条第 1 項に規定する「信託の受益者」及び同

条第2項に規定する「受益者とみなされる者」のいずれも存在しない信託であり、法人税法第2条第29号の2口に規定する法人課税信託に該当する。

□

2 法令の定め（税制適格ストックオプションの行使時における非課税）

措置法第29条の2《特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等》第1項では、会社法第238条《募集事項の決定》第2項等の決議により新株予約権等を与えられる者とされた当該付与決議のあった株式会社等の関連会社の取締役、執行役員若しくは使用人である個人（当該決議の日において当該株式会社の一定の数の株式を有していた個人等を除く。）等が、当該付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約により与えられた当該新株予約権等（契約において次の要件が定められているものに限る。）を当該契約に従って行使することにより当該新株予約権等に係る株式を取得をした場合の経済的利益については、所得税を課さないこととされている。

- ① 新株予約権等の行使は、その契約の基となった付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの間に行わなければならないこと
- ② 新株予約権等の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、1,200万円を超えないこと
- ③ 新株予約権等の行使に係る一株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権等に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時における一株当たりの価額に相当する金額以上であること
- ④ 新株予約権等については、譲渡をしてはならないこととされていること
- ⑤ 新株予約権等の行使に係る株式の交付が当該交付のために付与決議がされた一定の事項に反しないで行われるものであること
- ⑥ 新株予約権等の行使により取得をする株式につき、当該行使に係る株式会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結される新株予約権等の行使により交付をされる当該株式会社の株式の振替口座簿への記載等若しくは保管の委託又は管理及び処分に係る信託に関する一定の取決めに従い、当該取得後直ちに、当該株式会社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載等を受け、又は当該金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託若しくは管理等信託がされること

3 検討

(1) 措置法第29条の2第1項の射程

ストック・オプション制度は、商法における導入（平成9年）趣旨の一つとして「会社の業績向上による株価の上昇が、取締役又は使用人の利益に結びつくことから、取締役又は使用人の業績へのインセンティブとして機能することが期待されている」ことが掲げられており、ストックオプションの行使により生じる経済的利益は、原則として給与所得として課税が行われるところ、税制上も、税負担の公平にも配慮しつつ、その商法の導入趣旨が活かされるよう課税の繰延べ（取締役等が新株を取得する権利を行使した場合には、その権利の行使時に生じた経済的利益には、その時点において所得税を課さない）措置が講じられている（国税庁「平成10年改正税法のすべて」143頁、145頁）。

このことからすれば、税制適格ストックオプションとは、一定期間の業績へのインセンティブとしての機能、すなわち新株予約権の付与決議から権利行使までの間の法人への貢献に対す

るもの（給与）に対する課税の繰延べ措置であると考えられるため、少なくとも、同措置の対象は付与決議時点において取締役や使用人といった法人との関係を有する者に限定すべきである。

また、このように解することは、措置法第29条の2第1項が、新株予約権を与えられる者とされた取締役等から付与決議のあった日の大口株主や大口株主の特別関係者を除く旨規定し、あくまでも付与決議の日の状況を適用要件としていることとも整合的である。

したがって、同項の適用に当たっては、その対象者は付与決議時点において現に法人の取締役等であることを要すると解される。

(2) 当てはめ

本件信託スキームは、

として仕組みられている。

そして、その照会の前提として、照会者は、

措置法第29条の2第1項の要件を満たすものとして照会に及んでいる。

しかしながら、上記(1)のとおり、同条の適用に当たっては、その対象者は、付与決議時点において現に法人の取締役等であることを要すると解されることからすれば、照会者の前提事実は成り立ち得ない。

4. 結論

照会者は、本件取締役が行使する本件新株予約権が措置法第29条の2第1項の要件を満たすものとして、本件信託スキームを設計することを照会の前提としている。しかしながら、本件新株予約権は同要件を満たしていないと解され、事前照会の前提事実に疑義が生じるため回答できない。

(以上)

○法人税法 (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十九 省略

二十九の二 法人課税信託 次に掲げる信託（集団投資信託並びに第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託及び同項第二号に規定する特定公益信託等を除く。）をいう。

イ 省略

ロ 第十二条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）が存しない信託

ハ～ホ 省略

三十～四十四 省略

○租税特別措置法 (抄)

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)

第二十九条の二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第二項若しくは会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下この項において「平成十七年旧商法」という。）第二百八十条ノ二十一第一項若しくは商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）第一条の規定による改正前の商法（以下この項において「旧商法」という。）第二百八十条ノ十九第二項若しくは商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の商法（以下この項において「平成十三年旧商法」という。）第二百十条ノ二第二項の決議（会社法第二百三十九条第一項の決議に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項の規定による取締役会の決議を含む。）により新株予約権（政令で定めるものに限る。以下この項において「新株予約権」という。）若しくは旧商法第二百八十条ノ十九第二項に規定する新株の引受権（以下この項において「新株引受権」という。）若しくは平成十三年旧商法第二百十条ノ二第二項第三号に規定する権利（以下この項において「株式譲渡請求権」という。）を与えられる者とされた当該決議（以下この条において「付与決議」という。）のあつた株式会社若しくは当該株式会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める関係にある法人の取締役、執行役若しくは使用人である個人（当該付与決議のあつた日において当該株式会社の政令で定める数の株式を有していた個人（以下この項及び次項において「大口株主」という。）及び同日において当該株式会社の大口径株主に該当する者の配偶者その他の当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があつた個人（次項において「大口株主の特別関係者」という。）を除く。以下この項、次項及び第五項において「取締役等」という。）又は当該取締役等の相続人（政令で定めるものに限る。以下この項、次項及び第五項において「権利承継相続人」という。）が、当該付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約により与えられた当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権（当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権に係る契約において、次に掲げる要件が定められているものに限る。以下この条において「特定新株予約権等」という。）を当該契約に従つて行使することにより当該特定新株予約権等に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所

得税を課さない。ただし、当該取締役等又は権利承継相続人（以下この項及び次項において「権利者」という。）が、当該特定新株予約権等の行使をすることにより、その年における当該行使に係る株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額又は株式の譲渡価額を含む。以下この項及び次項において「権利行使価額」という。）と当該権利者がその年において既にした当該特定新株予約権等及び他の特定新株予約権等の行使に係る権利行使価額との合計額が、千二百万円を超えることとなる場合には、当該千二百万円を超えることとなる特定新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益については、この限りでない。

- 一 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使は、当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権に係る付与決議の日後二年を経過した日から当該付与決議の日後十年を経過する日までの間に行わなければならないこと。
- 二 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、千二百万円を超えないこと。
- 三 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使に係る一株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時における一株当たりの価額に相当する金額以上であること。
- 四 当該新株予約権については、譲渡をしてはならないこととされていること。
- 五 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使に係る株式の交付（新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。次号において同じ。）が当該交付のために付与決議がされた会社法第二百三十八条第一項若しくは平成十七年旧商法第二百八十条ノ二十一第一項若しくは旧商法第二百八十条ノ十九第二項又は平成十三年旧商法第二百十条ノ二第二項第三号に定める事項（取締役、執行役又は使用人の氏名を除く。）に反しないで行われるものであること。
- 六 当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使により取得をする株式につき、当該行使に係る株式会社と金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるもの（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）との間であらかじめ締結される新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使により交付をされる当該株式会社の株式の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下この条において同じ。）への記載若しくは記録、保管の委託又は管理及び処分に係る信託（以下この条において「管理等信託」という。）に関する取決め（当該振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座又は当該管理等信託に係る契約が権利者の別に開設され、又は締結されるものであること、当該口座又は契約においては新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権の行使により交付をされる当該株式会社の株式以外の株式を受け入れないことその他の政令で定める要件が定められるものに限る。）に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は当該金融商品取引業者等の営業所若しくは事務所（第四項において「営業所等」という。）に保管の委託若しくは管理等信託がされること。

2～4 省略

- 5 付与決議に基づく契約により取締役等又は権利承継相続人に特定新株予約権等を与える株式会社は、政令で定めるところにより、当該特定新株予約権等の付与に関する調書（以下この条において「特定新株予約権等の付与に関する調書」という。）を、その付与をした日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

6～12 省略

○会社法（抄）

（募集事項の決定）

- 第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権（当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。）について次に掲げる事項（以下この節にお

いて「募集事項」という。)を定めなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び数

二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。）又はその算定方法

四 募集新株予約権を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）

五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六条各号に掲げる事項

七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百十八条第一項、第一百七十九条第二項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをすることは、その定め

2 募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

3～5 省略

メモ

租税特別措置法第 29 条の 2 《特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等》第 1 項の規定は、会社法第 238 条第 2 項の決議により新株予約権を与えられる者とされた当該決議（「付与決議」）のあった株式会社の取締役等である個人を対象としている。

現行の会社法では、全株式譲渡制限会社のうち取締役設置会社でない会社においては、定款に別段の定めがない限り、新株予約権の割当てを受ける者および割当てを受ける数を株主総会の特別決議により決定しなければならないこととされている（会社法第 243 条第 1 項・第 2 項、第 309 条第 2 項第 6 号）。

一方、平成 13 年改正前は、すべての会社につき、新株予約権を付与される者の氏名が株主総会の決議事項とされていたが（改正前の商法第 280 条の 19 第 2 項）、現行の会社法では、取締役会設置会社においては、定款に別段の定めがない限り、それは株主総会の決議事項ではない。

平成 13 年改正では、新株予約権制度の創設と新株引受権制度の廃止がなされ、これまでの新株引受権制度と比べて、以下のような改正が行われている。

- ① 自社の取締役又は使用人に限ることとされていた付与対象者の制限の撤廃
- ② 付与対象者の氏名等について株主総会での議決を不要とする株主総会の決議事項の簡素化
- ③ 発行済株式の総数の 10 分の 1 とされていた付与株式数の制限の撤廃
- ④ 権利行使期間（10 年間）の撤廃
- ⑤ 権利の譲渡制限に関する事項の緩和

上記の改正を受けて、平成 14 年度税制改正において、適用対象者の範囲や権利行使価額の年間限度額の引上げ等が見直しが行われているが、本制度の趣旨は、会社の業績向上による株価の上昇が、取締役又は使用人の利益に結びつくことから、取締役又は使用人の業績へのインセンティブとして機能するよう課税の繰延べ（取締役等が新株を取得する権利を行使した場合には、その権利の行使時に生じた経済的利益には、その時点において所得税を課さない）措置を講じたものであることから、当該趣旨に沿って、上記の商法改正の内容を税法により一部制限することとしている。

例えば、付与対象者については、商法上は無制限とされているところ、税法においては引き続き自社の取締役等及び関連会社の取締役等に限定されており、権利行使期間についても付与決議から 10 年とされているなど、インセンティブ報酬としての機能を維持するものに限定されている。

したがって、付与対象者の氏名等が決議事項から除かれるという商法の改正を受けた後においても、当該決議により付与される者とされた者である取締役等であるとの要件は、決議での付与対象者を明らかにするべきであることを予定しているものとも考えられる。

また、付与対象者が将来の取締役等であったとしても、本規定は、取締役等との契約を締結することを求めるとともに当該契約の内容に係る要件を定め、1株当たりの権利行使価額が契約締結時の1株当たりの株価以上であることを求めることにより当該契約締結時において取締役等でない者は対象とはならず、付与決議後に取締役等になった者であっても、契約締結時には取締役等であること及びその時の株価以上の行使価格であることを要件とすることで発生する経済的利益がインセンティブとして働くことを予定しているものであるといえる。

以上のことからすれば、信託を通じて契約を締結し、その後に当該契約上の地位を承継させることによりインセンティブとならない経済的利益を取締役等に与えることは、本制度の趣旨に合致せず、当該地位の承継は、実質的な契約の変更に相当するものであって、本規定が契約変更によって要件を充足するようなものについては、契約内容の要件が改正された際の経過措置等の規定からも認められないものであることは明白であり、その文理解釈上もこのようなスキームに係るストックオプションについては、当然に税制適格性を有するとは認められない。